

ゆうあいの郷

(介護予防)短期入所生活介護

運営規定

社会福祉法人 湘南游愛会

ゆうあいの郷指定短期入所生活介護事業運営規程

(介護予防短期生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘南遊愛会が開設するゆうあいの郷(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 事業所の職員は、利用者の家族等の負担を軽減する事を目標に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、機能訓練を実施する。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供の調整に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ゆうあいの郷
- 2 所在地 横浜市瀬谷区宮沢三丁目25番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(併設指定介護老人福祉施設と兼務)

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名(嘱託医)
医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者及びその家族等の相談業務、事業所に対する短期入所生活介護の利用の申込みに係わる調整、短期入所生活介護計画の作成を行う。

4 介護職員 32以上(常勤換算)

介護職員は、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

5 看護職員 3以上(常勤換算)

看護職員は、医師との密接な連携により、利用者の健康状態を把握及び処置、服薬管理等を行う。

6 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 年中無休とする。

ただし、入退所日は、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

2 営業時間 申込の受付は、土、日、祝日、年末年始を除く

午前9時から午後6時までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 10名

(指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1 (介護予防)短期入所生活介護の内容

① (介護予防)短期入所生活介護計画の作成

A 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の(介護予防)短期入所生活介護事業者との協議の上、具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成する。

B 事業所の管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明する。

C (介護予防)短期入所生活介護計画作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成する。

② 介護

- A 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者に入浴または清拭のサービスを提供する。
- B 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴または清拭のサービスを提供する。
- C 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うこととする。
- D 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に交換する。
- E 事業者は、前述のAからDまでのほか、利用者に対し、離床、着脱、その他日常生活の世話を適切に行うこととする。
- F 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させることとする。

③ 食事の提供

- A 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立を作成し、適切な時間に行うこととする。
- B 食事は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂等で行うこととする。

④ 機能訓練

事業者は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行うこととする。

⑤ 健康管理

事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持の適切な措置をとることとする。

⑥ 相談及び援助

事業者は、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族等に関する相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

⑦ その他のサービスの提供

- A 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うこととする。
- B 事業者は、常に利用者の家族等との連絡を図ることとする。
- C 事業者は、利用者またはその家族等から送迎サービスの希望があった場合には、可能な限り配車することとする。ただし、原則的に家族同乗とする。

2 利用料その他の費用の額

以下、金額に関する詳細は「別紙1」に記載する額を基準とする。

- ① 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係わる居宅サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅サービス費の額(通常9割の保険給付)を控除して得た額(通常1割の利用者負担)の支払いを受けることとする。
- ② 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービス(居宅介護サービス計画に載っていないサービス等)を提供した場合、その利用者から支払いを受ける利用料の額(10割)と指定短期入所生活介護に係わる居宅サービス費用基準額(現物給付の場合の報酬基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- ③ 事業者は、①と②の利用料以外に、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることとする。
 - A 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)
 - B 食費
 - C 滞在費
 - D おむつ代
 - E AからCに掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても、通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認めるもの。
- ④ 事業者は、③の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、横浜市瀬谷区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者及びその家族等が留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 喫煙については、決められた時間帯及び場所で行うこととする。
- ② 事業所が、医療機関への受診が必要と判断した場合は、医療機関への受診をすることとする。
- ③ 現金、貴重品または、これに準ずる高額な物品の持ち込みについては、禁止する。
- ④ 事業所の面会時間は、午前9時から午後18時までとする。

- ⑤ 外出、外泊する際には、あらかじめ事業所にその旨を申し出ることとする。
- ⑥ 生鮮食料品、アルコール類、刃物類(はさみ、ナイフ等)、危険物等(発火、爆発の恐れのあるもの)は、持ち込まない。
- ⑦ 利用者及びその家族等は、利用に際し、利用者についての緊急連絡先を事業所に届けでることとする
- ⑧ 利用者及びその家族等は、他の利用者との金品等の貸借は行わないこととする。
- ⑨ 事業所内において、建築物、設備、備品を傷つけたり、破損させるようなことはしてはならない
- ⑩ 利用者が医療機関への受診が必要となった場合には、その家族等が対応することとする。
- ⑪ 利用者の居室については、事業所が指定する居室とする。
- ⑫ 事業所が利用者に対して利用不適格と判断した場合は、速やかに利用を中止し退所することとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護を提供中に利用者に病状の急変、その他の緊急が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、利用者の家族等にその旨を報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 別添の消防計画のとおりとする。

(衛生管理)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に居する水等に、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。また感染症が発生し、蔓延しないよう必要な措置を講ずる。利用者は、その指示に従うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、利用者及びその家族等から苦情を受けつけた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、その苦情の内容等を記録することとする。また、行政機関等の照会、調査等に協力し、指導や助言に従うこととする。苦情処理の対応については、別紙2に従って行うこととする。

(事故の対応)

第14条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供中に入所者に事故が発生した場合は、利用者の家族等、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所、行政機関等の関係機関に速やかに連絡するとともに、迅速に対応して処理を行うこととする。事故の対応については、別紙3に従って行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(拘束)

第16条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供中に予測し得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等に切迫した自傷他害の可能性が生じると判断した場合、利用者本人またはその他利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ず拘束を行うこととする。緊急やむを得ず拘束を行う場合の手順は、別紙4に従って行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第17条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に伴い、次の業務体制を整備する。

- 1 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持する。
- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人湘南遊愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 12 年 8 月 7 日から施行する。
附則 この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。